



〒364-0003 北本市古市場 1-36  
TEL/FAX 048-591-5762  
携帯 090-8848-8465  
Email tatsumi3@gmail.com  
URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~oshimatatsumi/>

1965年北本生まれ。  
北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。  
三国コカ・コーラボトリング入社。その後、経営コンサルティング会社、投資顧問会社勤務。  
衆議院議員公設秘書を経て2011年より北本市議会議員。現在2期目。

### 北本を消滅させない！

安心・安全なまちづくり  
財政の健全化  
行政改革の推進

日頃よりあたたかいご支援をいただきありがとうございます。

6月議会で審議された案件は、条例6件、事件議決5件、予算1件、報告5件です。結果については、第五次北本市総合振興計画の基本構想および基本計画については否決、その他の案件については、可決、承認、同意となりました。

### 【平成28年6月議会トピックス】

#### ○総合振興計画が否決

第五次北本市総合振興計画については、平成27年第4回定例会において特別委員会を設置し、継続して15回にわたり審査を行ってきました。

特別委員会の審査が進むにつれ、基本構想については、必要な計画策定の趣旨や市の現況と課題、まちづくりの目標など、計画の重要部分が不十分であるとの指摘がありました。また、基本計画については、北本市がかかえる最も大きな課題である人口減少や少子高齢化への対応など、まちづくりの具体的な事業が不足しているとの意見が出ました。

委員会の議論の中で出てきた不十分な点や不足している点を修正すると大幅な見直しとなり、議会として対応できる範囲を超えてしまいます。市長に対しては、案をいったん撤回し再提案を求めましたが応じなかったため、本会議において否決となりました。

#### ○副市長の選任について

副市長については、3月31日に前任者が退任した後は空席となっています。現状では、副市長

の代わりに理事を置き、副市長の職務を担当させているとのことです。

副市長を置くということは、地方自治法および北本市の条例で定められています。そこで、一般質問において違法性がないかを尋ねました。そうしたら突然「今議会中に副市長の選任に関する議案を提案できるよう、現在準備を進めているところです」との答弁が出てきました。

ところが、すぐに副市長の選任に関する議案は提出しないと、代わりに副市長を置かない条例を提出してきました。それに対して「副市長を置かず行政運営に支障はないのか」「副市長を置く意思があれば条例は不要」などの厳しい質疑がありました。それを受け最終的には、副市長を置かない条例は撤回されてしまいました。

この間の迷走ぶりは、あまりにもお粗末です。違法性についての解釈が定まらなかったり、発言の取り消しを求めたり、議案を提出すると言って提出しなかったり、提出したのにすぐに取り消したりと混迷を極めました。

#### ○上尾バイパス開通による市道の分断について

散策や神社への参拝による利用者が多い市道5198線が「上尾バイパス開通により分断された場合においても、バイパス設計段階から関係機関と協議していく」との答弁がありました。

副市長の件では、議会が軽く見られたことが否めません。今後とも毅然とした態度で議会に臨みます。

## 大島たつみの一般質問より（抜粋）

### 1. 北本さんた亭について

問 昨年度の売上状況は。

答 （市民経済部長）売上高は2,381万8,300円、年間客数は3万2,431人、一日当たりの客数は106人、一人当たりの単価は735円です。

問 北本さんた亭は六次産業の成功例だと思う。そこで得た利益を財源とし、さらなる六次産業の推進に投資すべきでは。

答 （市長）施設利用者の皆さんとも協議を進めながら、六次産業化に向けては、市としても取り組んでいきたいと思っています。

問 北本トマトカレー拡販のため、メニューに取り入れるべきでは。

答 （市民経済部長）地産地消の推進や北本市の特産品の宣伝に有効ですので、施設利用者と相談して、検討してまいりたいと考えています。

さんた亭の売上向上にとどまらず、地域農産物の生産拡大やPR、そばや野菜等の農産物を市内外の方々に提供する工夫、六次産業を進め新たな特産品の検討などに努めてもらいたいものです。

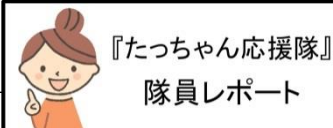
### 2. 副市長と理事について

問 理事は副市長の代役なのか。

答 （市長）理事は、市長の命を受け、特に指定された事務を処理するという立場であり、副市長が選任されるまでの間、暫定的に副市長に近い役割を担っていただきます。

問 副市長不在は、地方自治法および北本市副市長の定数を定める条例に反していないか。法令遵

守をどう考えているのか。



『たっちゃん応援隊』  
隊員レポート

今夏の参院選より18歳選挙権が導入されました。北本市の18-19歳の人口は約1,250人（平成28.3.31現在）。でも、「何を基準に投票したらいいのかわからない」「たった一票…どうせ無駄でしょ」といった若者も多いようです。なるほど〜と感じます。もっともっと政治が身近に感じられることが大切ですよね。ご家庭や学校での取り組みもさることながら、多様な世代にも分かりやすい政治が必要だと思えます。

答 （市長）法の趣旨を踏まえ、今議会中に副市長の選任に関する議案を提案できるよう、現在準備を進めているところです。

副市長不在により行政が停滞することは許されません。

北本市の副市長にとって大事なことは、職務遂行能力があり、市民の福祉の増進に努められることです。速やかに副市長の選任の議案を提出されることをお願いしました。

### 3. みどりの広場について

問 告示板がみどりの広場に移動した理由は。

答 （総務部長）飛び出しの危険性や歩行者の安全を考慮し移設しました。

問 移設にかかった費用は。

答 （総務部長）移設工事には76万6,800円ほどかかりました。

問 初めから今の場所に設置をしていれば、移設費用は不要だったのではないかと。

答 （総務部長）このような移設工事が必要となりましたことにつきましては、大変申しわけなく思っておりまして、深くおわび申し上げます。

新庁舎建設後のわずかな期間で、このような改修を行わなければならないのは問題です。計画段階で十分に検討すべきです。

また、定礎石から前市長の名前を削除したことも問題です。今後設置するものに名前を入れないならわかりますが、既存のものから名前を削除するとは理解できません。市民から指摘があったとのことですが、その内容を十分に検証したのかも疑問です。

市長にはさまざまな権限がありますが、好き勝手に行使させるわけにはいきません。

### 【あしがき】

平成28年第3回定例会は、8月29日（月）から9月23日（金）の予定です。今後も皆様のご意見・ご相談などお寄せいただけましたら幸いです。

